

議案第五十四号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

医療法人財団百葉の会

静岡県富士市五貫島百七十五番地

三 指定の期間

医療法人社団湖聖会と医療法人財団百葉の会との合併の効力が生ずる日から平成二十九

年三月三十一日まで

(説明)

虎ノ門高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたし
ます。